

＜所得段階別 保険料額＞

第3期 (平成18～20年度)		第4期 (平成21～23年度)		
所得段階		対象となる方	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	第1段階	・老齢福祉年金受給者(※1)で世帯全員が市町村民税非課税の方 ・生活保護受給者の方	基準額 × 0.5	平成21年度 21,600円 平成22年度 21,900円 平成23年度 22,200円
第2段階	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額(※2)と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.5	平成21年度 21,600円 平成22年度 21,900円 平成23年度 22,200円
第3段階	第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階に該当しない方	基準額 × 0.75	平成21年度 32,400円 平成22年度 32,800円 平成23年度 33,300円
第4段階 (基準額)	第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.9	平成21年度 38,800円 平成22年度 39,400円 平成23年度 39,900円
	第5段階 (基準額)	世帯の誰かに市町村民税が課税されていて、第4段階に該当しない方	基準額 × 1.0	平成21年度 43,200円 平成22年度 43,800円 平成23年度 44,400円
第5段階	第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額 × 1.25	平成21年度 54,000円 平成22年度 54,700円 平成23年度 55,500円
第6段階	第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額 × 1.5	平成21年度 64,800円 平成22年度 65,700円 平成23年度 66,600円

※1. 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2. 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

＜65歳以上の方の介護保険料についてのお問い合わせ＞

一宮町 福祉健康課 介護保険グループ(保健センター内)

☎42-1431 Fax40-1056

65歳以上の方の介護保険料のお知らせ ~第4期介護保険料について~

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直しを行います。

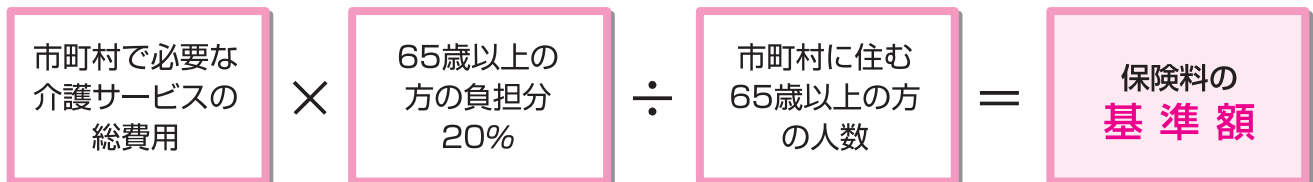
一宮町ではサービス利用者や利用量が増大している現状などを考慮しながら、介護保険料の「**基準額**」を算出し、第4期（平成21~23年度）介護保険料を決定しました。

なお、平成21年度の介護報酬の改定に伴い、介護保険料が上昇することになりますが、国が上昇分の一部を段階的に負担し（介護従事者処遇改善臨時特例交付金）、皆さんの負担を軽減します。

平成21~23年度までの
一宮町の**基準額**は、年額 44,400円(月額 3,700円)

※第3期（平成18~20年度）の基準額：年額 39,600円 月額 3,300円

<基準額の算出方法>

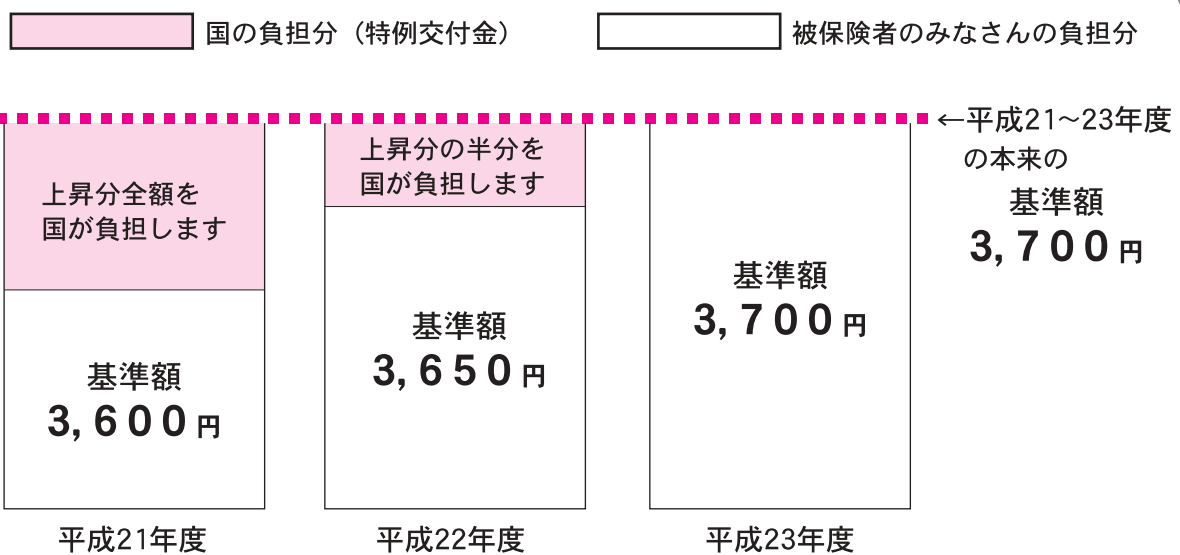


ただし、平成21年度・平成22年度は、国が一部を負担するため、次の金額になります。

平成21年度の基準額 年額 43,200円(月額 3,600円)

平成22年度の基準額 年額 43,800円(月額 3,650円)

介護報酬改定に伴う保険料上昇分の**国の負担イメージ**



また、第3期介護保険料は所得段階を6段階としていましたが、第4期介護保険料は被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな保険料段階にするために、第4段階を2つに区分し、所得段階を7段階としました。